

## 「健康保険限度額適用認定証」 注意事項

### 【お知らせ】

「マイナ保険証」をご利用いただければ、「限度額適用認定証」がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されますので、申請は不要です

1. 医療機関（病院）等の窓口に「健康保険被保険者証」と「健康保険限度額適用認定証」を提示することで、医療機関（病院）等で支払う費用は、高額療養費の自己負担限度額までとなります。なお、差額ベット代、食事代などの保険診療以外の費用は別途自己負担となります。
2. 発行年月日は、厚生労働省の通達により「申請のあった日の属する月の初日にすること」と定められていることから、基本、前月にさかのぼっての発行はできません。  
例) 8月までの発行分については、その年の8月末日までとなります。  
9月以降の発行分については、翌年の8月末日までとなります。  
※任意継続被保険者の方は、有効期限が異なります。
3. 「健康保険限度額適用認定証」（以下、「限度額証」という。）の有効期限に達した後も継続して「限度額証」が必要な場合は、再度申請手続きを行う必要があります。この場合、発行年月日に空白期間が空かないよう申請には十分注意してください。
4. 被保険者の所得変動及び記号・番号変更等に伴い、適用区分が変更になった場合は、長谷工健康保険組合より、新しい適用区分の「限度額証」を交付いたします。この場合、申請手続きは必要ありません。
5. 被保険者または被扶養者が下記の事由に該当した際は、「限度額証」を返却してください。  
なお、下記の条件に該当しない場合でも、退院等により「限度額証」がなくなるときは、返却してください。
  - (1) 有効期限に達したとき
  - (2) 被保険者が資格喪失したとき
  - (3) 適用対象者である被扶養者が被扶養者でなくなったとき
  - (4) 適用対象者が70才に達する月の翌月に至ったとき
  - (5) 適用対象者が後期高齢者医療制度の対象者となったとき
  - (6) 被保険者の所得変動及び記号・番号変更等に伴い、長谷工健康保険組合より新しい適用区分の「限度額証」が交付されたとき。